

# 女兒焼死で再審無罪

裁判所はなぜ、冤罪を見抜けないまま「誤判」を冒したのか。その点が肝要だったが、きのうの判決は触れずじまいだった。「真つ白な無罪をもらえた」と評価されただけに「画竜点睛を欠く」と言っている。

大阪市で1995年に起きた小6女兒焼死を巡る再審で、大阪地裁はきのう、殺人罪などで無期懲役が確定していた母親と元同居相手の男性に無罪判決を言い渡し、即日確定した。「捜査段階の自白に証拠能力は認められず、自然発火だった可能性がある」というのが理由だ。事件の唯一の直接証拠は「車庫でガソリンをまいて、ライターで火を付けた」という、男性の捜査段階での自白である。保

険金目的の放火殺人との疑いで2人は逮捕・起訴され、裁判でも2006年の最高裁判断まで一貫して有罪認定してきた。しかし、発生から20年もたった昨年10月、申し立てを受けた大阪高裁はようやく再審開始を

発と名譽回復を考えれば、あまりにも遅い。警察、検察、裁判所はそれぞれ重く受け止め、謝罪をためらうべきではない。再審で証拠開示された大阪府警の口誌などにより、強引な取り調べの様子が明らかになった。捜査段階で2人は自白と否認の間を揺れ動き、裁判では無罪を主張していた。

決後に、「無実の者による自白の可能性が高く事実認定の上で極めて危険」と鑑定書で指摘したが、二審は証拠請求を一蹴した。自白と客観証拠の違いを疑問視した裁判官もいたが、結果としてなぜ見過ごされたのか、検証されなければなるまい。確定判決に反証を突き付け有罪の見直しを迫ったのは、09年

立証を求めたことも、筋違いだろう。科学的な観点からの検証を怠り、冤罪に加担した責任の重さを自覚してもらいたい。米国では放火関連事件は「次世代の冤罪」と位置付けられ、「インセンス・プロジェクト(IP)」と呼ばれる科学的な誤判究明の組織がある。日本でもこのとし、日本版IPとして「えん罪救済センター」が発足し、法律家など異なる分野の専門家による事件の検証に取り組む。

## なぜ「誤判」と認めない

認める。唯一の直接証拠に疑義が生じた以上、この決定は当然ではあるが、2人の人生の再出

物証が乏しい中、検察も裁判所も「潔白なのに放火殺人という重大犯罪を認めるはずはない」という思い込みがあったかもしれない。その結果、検察は

の再審請求後に弁護側が行った燃焼実験である。その結果、自然発火の可能性が明らかになり、自白通りに再現できなかったのは言うまでもない。

現行の刑事裁判で自白偏重主義と科学的鑑定の軽視がなおも続くのなら、内部改革には限界があると見なし、こうした民間組織の存在も必要だろう。

## 社説

2016・8・11

警察の調べを、裁判所は検察の立証をそれぞれ追認したのだから、都合の良いことばかり既成事実となつて独り歩きした。心理学者が無期懲役の一審判

それにしても、DNA鑑定など技術の進歩で可能になったこととは違い、燃焼実験なら当初の審理でもできたはずである。捜査権限のない弁護団に高度な

誤判を繰り返さないためにも、裁判官は失敗に学ぶべきだ。冤罪といえば戦後混乱期の印象だが、平成の世に起きたことの重大性も忘れるべきではない。